

**さいたま市自治基本条例検討委員会  
第13回会議 議会・行政部会検討の記録**

日時	平成 22 年 12 月 15 日(水) 18:45～21:40
場所	さいたま市役所地下 1 階第 2 会議室
参加者 ※敬称略	<p>[委員等] 計 9 名          染谷 義一／歌川 光一／高橋 直郁／中田 了介／福島 康仁／堀越 栄子／三宅 雄彦          ／湯浅 慶／渡邊 初江          (欠席者:遠藤 佳菜恵)</p> <p>[事務局:さいたま市] 計 4 名          企画調整課主幹 松本 孝／企画調整課総合振興計画係主査 松尾 真介／総合振興計画係          主査 島倉 晋弥／企画調整課企画係主任 清水 慶久</p> <p>[地域総合計画研究所] 計 1 名          細田 祥子</p> <p>[傍聴者] 3 名</p>
議題及び 公開又は 非公開の 別	<p>(1)自治基本条例について(各テーマの検討)</p> <p style="text-align: right;">[公開]</p>
配付資料	<p>次第          参考資料1 区役所のあり方に関する検討報告書(さいたま市区役所のあり方検討委員会)</p>
問合せ先	さいたま市政策局政策企画部企画調整課 電話 048-829-1035

## (1) 自治基本条例について

### (4)用語の定義(自治の担い手)《共通テーマ》

#### 【条例案骨子】

- (市民とは)
  - ・ 「市民」とは、自治の担い手である。自治の主体は市民である。
- (市民自治とは)
  - ・ 「市民自治」とは、市民自らが市民生活における共通の課題を解決し、共にまちづくりを行っていくことである。
- (協働とは)
  - ・ 「協働」とは、市民と行政が共に一方通行ではなく互いに知恵を出し合い、市民生活における課題を解決することである。

#### 【考え方・解説】

- ・ 「市民」とは誰のことを指すのかということについては、色々な意見がある。規定する要素としては、例えば在住者、在勤者、事業者、年齢、国籍などが挙げられる。しかし

ながら本自治基本条例においては、それらの要素で市民というものを規定するのではなく、共にさいたま市のまちづくりに参画する人々、自治の担い手こそが市民と呼ぶのにふさわしいと考える。

- ・ 市民、議会、行政それぞれが役割を担いながら、自治を推進していく。
- ・ 行政からの一方的な委託、補助を指すのではなく、市民と行政が対等な立場で生産性の高い課題の解決を図ることが協働である。

#### 【中田委員から】

- ・ 前回の議論を踏まえて、「自治の担い手」ではなく「用語の定義」としてまとめた。
- ・ 「市民」の定義については、【考え方・解説】に記載したような要素・属性で定義しない方法もあるのではないかと考え、提案している。
- ・ 「協働」については、市民同士の協働には触れずに定義している。

### ○ 市民とは

#### 【事務局から】

- ・ 【考え方・解説】の中に「まちづくりに参画する人」とされており、「参画しない人は市民ではない」といった誤解を与えるのではないか。
- ・ タウンミーティング等における市民からの意見でも「市民の定義については、あいまいではなく明確に」といったものが結構出ている。皆が逐条解説を見るわけではなく、権利や責務を定めていくのであれば、その主体は誰かという大事なポイントであり、本文に明記する必要があるのではないか。
- ・ この条例がどこまで具体的な内容を持てるかという課題はあるが、一般的には、法律や条例には、権利を制限し、義務を課すという役割があり、誰が読んでも解釈が違わないようにするのが定義規定の本来の役割と考える。
- ・ 市民部会では、「市民（住民）」「市民等」に分けて規定する方法も検討しているようである。

#### 【検討】

- ・ 「市民とは」について、こういった方法もあるのかと新鮮に感じる。
- ・ この内容でよいかと思うが、個々の条文の中の権利・責務の主体と関連するので、【考え方・解説】の中には、「誰か」ということを記載しておく方がいいだろう。
- ・ 「市民」の捉え方は、場面によって変わると考えられ、また、範囲が広い。明確に一つの定義でまとめられないのではないか。
- ・ 例えば住民投票では、最狭義の「市民」が対象になるだろうし、さいたま市の情報公開条例では、「市民」に限らず市外でも誰もが情報を得ることができる。このように場面によって権利を持つ「市民」の範囲が異なる。各条項の文脈で読んでいく、また個別条例で明確にしていくのであれば、自治基本条例では定義しないという選択肢もあると思う。
- ・ 「市民とは、自治の担い手である」とするなら、まず「自治」の定義が必要になる。そのため、「市民」を定義せず、「市民自治」だけ定義してはどうか。
- ・ 「市民」を定義しない、というのは新しい発想である。抽象的でもよいと考える。
- ・ 「市民は自治の担い手である」という考え方はよいと思うが、ではその市民は誰かとい

- うことが書いていない。これはある意味で宣言的である。どちらの書き方を選択するか。
- ・ 条例の構成を考えると、「定義規定」は、前文、目的規定の次あたりにくる条文であろう。それとのつながりも検討したい。前文や目的で「市民自治の確立」とあった場合、「市民が自治を担うもの」と思うだろう。「では自治を担う人は誰か」と定義規定を見たとき、「市民とは、自治の担い手である」となっていると話が循環してしまい、説明にならない。権利や義務を書くのであれば実質的なことも書かざるをえない。また、理念的なものにするのであれば、「市民とは、自治の担い手である」との趣旨については、前文や目的の内容を充実させて、あえて定義しない、という選択肢もある。
  - ・ 定義規定ではなく理念を規定するところで、私たちの目指している市民像を書くのであれば「自治の担い手」としてもよいと思うが、文脈ごとに「市民」の範囲が変わるのであれば、あえてここで定義する必要はないと思う。
  - ・ 「さいたま市らしさ」を考えた時、実質的な定義をしてしまうと常識的になり、オリジナリティがなくなるように感じる。
  - ・ 理念的な条例にするのであれば、「市民」の定義は不要に思う。例えば、日本国憲法には定義規定も目的規定すらない。事務局からの説明であった、定義規定は誰が読んでも解釈が違わないように、ということについては、例えば日本国憲法第9条でも解釈が分かれており、解釈の余地もいろいろある。あえて議論を巻き起こす条文にするということも考えられなくはない。
  - ・ 例えばこれまでの議論から、市の財政やゴミの問題について考えてほしい、地域で良い関係を築いてほしい等諸々の内容が自治基本条例に盛り込まれると仮定すると、そのような責務はペナルティもなく、どちらかといえば道徳的・倫理的なものに過ぎない。そうであれば、「権利や責務の主体」という考え方の一方で、このような道徳的・倫理的な責務を守ってほしいという「自治基本条例のメッセージを受け取ってほしい人の範囲」と考えることもできる。あえて限定する必要がなければ書く必要がないし、そうでなければ書き込むことになる。
  - ・ 他自治体の中には、「市民」の定義はなく、市民の権利・義務については抽象的に書かれているが、行政運営については具体的に書かれている例もある。全体のバランス、整合性がとれていれば、あえて定義する必要はないと言える。
  - ・ 市民の信託を受けて議会や行政があるのであれば、議会や行政は誰に責任を負うのかを考えると、「市民」の範囲を確定する必要があるようにも思う。
  - ・ 市民・議会・市長の連携による理想的なまちづくりが条例の目的であり、権利を受け取り、義務を果たしてもらうことを考えると、「市民」の範囲は限定すべきではないか。
  - ・ 個々の条文全体を見て判断する必要がある。
  - ・ 「市民を具体的に定義する」のか、「あえて定義せず、理念的にうたうのか」については、論点として残すこととし、個々の条文の内容を通して見た上で決めたい。

## ○ 市民自治とは

### 【事務局から】

- ・ 他自治体の例では、【条例案骨子】のように、「市民自治」とは、「市民自らが主体的にまちづくりを担うこと」という趣旨としているところもある。
- ・ これまでの議論では、議会、行政もそれぞれ役割を担っており、それを明確に述べよう、という流れになっているように思う。
- ・ また、定義規定ではなく、目的規定の中で「市民自治」を述べる例もある。

#### 【検討】

- ・ 市民、議会、行政の三者の協力が重要であることを述べたい。
- ・ 「市民、議会、行政が、市民のためのまちづくりを主体的に行うこと」といった趣旨か。
- ・ 【考え方・解説】で「自治」と「市民自治」を区別している。「自治」については、市民、議会、行政が担うもので、「市民自治」は、「市民」の定義を「自治の主体は市民である」としたことに関係しており、「自治」が「市民自治」につながっていくという流れで考えた。議会や行政のベースにあるのは市民であり、まずはそのことを強調すべきではないか。
- ・ 定義の必要性はともかく、共通認識を持つておく必要があると考える。
- ・ 団体自治と住民自治のうち、住民自治を前面に出す、という議論が以前あったと思う。この「住民」を「市民」に言い換えたのが「市民自治」であると思う。市民に主権があり、議会、行政は市民の考えを実現していく主体であると言える。しかし、「市民自らが」というと「市民だけが」といったニュアンスに誤解される懸念がある。今の【条例案骨子】では「共にまちづくりを行っていく」のは市民だけで、考えているのが「議会も行政も共に」ということでなら、書き方の工夫が必要である。
- ・ 市民が議会と市長を選んでいるが、現実には、議会・行政が勝手に動いているのではないか、という疑問がある。この三者の協力といってもイメージがわからない。墨田区では「協治（ガバナンス）推進条例」を制定し、「協治（ガバナンス）」というコンセプトを打ち出している。この例のように、新しい言葉で強いメッセージを出す必要があるのではないか。確かに市民から生まれた議会と行政であるが、これを実質化するためには、「協治（ガバナンス）」が見えるようにすることが必要に思う。
- ・ 二代表制というシステムを取っており、これをうまく機能させていく必要がある。市民自治を進めるために、それぞれの主体にどう頑張ってもらうか、そのためにここにどう書くべきかを考えたい。
- ・ 「市民が主役である」ということがまず前提で、そこに議会や行政が関係していく。これは「市民が行う」ということとは異なる。
- ・ 「市民が主役である」ことを前提として、「議会・行政について一緒にやっていくのは当然なのでわざわざ述べない」のか、「実際にはそうになっていないので、あえて協力関係について述べる」か。
- ・ 市民を前面に出して、議会や行政については書かない方が分かりやすいように思う。
- ・ 市民が主役で、それを実現するための協治なのではないか。
- ・ 条例のコンセプトを議論したとき、「市民だけが頑張るのではなくて、議会も行政も」という話になり、ではこの三者の関係を検討する必要がある、という結論になったと思う。

- ・ 「市民が主役」という趣旨に、「議会や行政も」ということを加えるのか否か。
- ・ 「市民が主役」を前提として、議会や行政は市民から生まれたのだから市民の一部であるとして書かないのか、現実を考えると「協治」が必要であるとして書いていくのか、後者だと、議会や行政は市民から離れた存在となる。現実路線で行くのかどうか。
- ・ 基本的には市民から生まれたものであるが、それを実現するために、現実路線で三者の協力関係を述べるというのはどうか。
- ・ 条例で何を実現したいのかという観点から考えると、現実路線でいくべき。
- ・ 市民の主体的な活動がもっと必要であり、それを進めるための自治基本条例である、という立場から考えたい。
- ・ 市民が主役であり、その市民に信託された議会・行政であり、その協力関係が具体的に動けば協治となる。三者の関係を述べた方がよい。
- ・ 市民だけではできないことも多く、議会や行政と協力してやっていくことが必要である。「市民が主役」を前面に出して、それをベースに「議会・行政との協力」があるという内容にする。

## ○ 協働とは

### 【検討】

- ・ 市民同士の協働もあるのではないかと、という議論もあったが、さいたま市市民活動及び協働の推進条例に、「協働」の定義（「市及び市民活動団体が、地域又は社会における共通の目的の実現及び共通の課題の解決に向けて、対等な立場で連携を図りながら協力して事業を行うことをいう。」）がある。この条例は検討段階で議論を重ねてよく考えられたものであり、また、自治基本条例を上位条例として今後、より運用されるべき条例なので、この条例の定義に合わせておいてはどうか。

## (5) 条例の位置付け《共通テーマ》

### 【条例案骨子】

- （さいたま市の最高規範）
  - ・ 自治基本条例は、さいたま市における最高規範として位置付ける。
- （他の条例等との関係）
  - ・ 市長その他の執行機関及び市議会は、他の条例、規則、他の規程を制定、改定、廃止するときは、原則として、自治基本条例の趣旨を尊重し、自治基本条例の規定との整合性を確保しなければならない。
- （市の計画等との関係）
  - ・ 市長その他の執行機関及び市議会が計画を策定等する場合、または事業を決定、実施等する場合も、同様とする。

### 【考え方・解説】

- ・ 現在の日本国憲法を頂点とする法体系においては、自治基本条例も他の条例と同様、国の法令の範囲内において存在するものであることに留意する必要がある。

- ・ 自治基本条例は、さいたま市の自治の理念や、市政運営の基本的事項等を定めるもので、市政全体を束ね、課題解決の羅針盤として市政全体の方向性を示すものであり、市における条例や計画等は、原則として自治基本条例の趣旨に適合するように制定、策定、運用等される必要がある。このような意味で、最高規範とした。
- ・ 「原則として、…自治基本条例の規定との整合性を確保しなければならない。」としたのは、法律改正等に伴う簡易な改正もあることを考慮した。

#### 【中田委員から】

- ・ 議員との意見交換にて、自治基本条例は議会基本条例の上位条例、との認識をうかがったので、「最高規範」として位置付けた。

#### 【事務局から】

- ・ 議会全体として、自治基本条例は議会基本条例の上位として位置付けられるかどうかは、自治基本条例の内容が議会に認められ、可決されてはじめてそう言えることになる。まだ論点として残しておいてよいと考える。

#### 【検討】

- ・ 「他の条例等の関係」について、「制定、改定、廃止するとき」以外は、「自治基本条例の規定との整合性を確保」しないのか。既存の条例については、整合性をどう確保するのか。
- ・ 自治基本条例は、どちらかといえば総論的、理念的なものであり、他条例とそれほど矛盾するものではないと想定される。
- ・ 条例案が出来た段階で、全庁的に既存の条例との整合性について確認する、または条例の制定から施行まで期間をあけて、その間に必要があれば見直す、あるいは当面は運用面で整合を図っていくといった方法も考えられる。
- ・ 「最高規範」を明記すれば、【条例案骨子】の2番目と3番目にある、他の条例や計画等の関係については不要ではないか。
- ・ 【考え方・解説】の冒頭にあるとおり、法体系で見れば自治基本条例も他の条例と並列であり、最高規範と位置付ける意味を書く必要がある。他自治体も同様であると考え。
- ・ 【条例案骨子】にある、他の条例等との関係について、制定改廃だけでなく運用についても書くべきではないか。
- ・ この趣旨は次の「市の計画等との関係」に含めたつもりだが、明確にするためにも「運用」について追記する。

### (6)国や他の地方自治体との関係《共通テーマ》

#### 【条例案骨子】

- (国、県とさいたま市の関係)
  - ・ 市は、国と県と協力して市の発展を推進する。
- (近隣地方自治体とさいたま市の関係)
  - ・ 市は、近隣自治体と相互連携を図り、政令指定都市としてのまちづくりを推進する。
- (諸外国とさいたま市の関係)

- ・ 市は国際交流を推進し、諸外国の自治体と積極的に交流し相互理解を深める。

#### 【考え方・解説】

- ・ 国、県の協力のもと、地域ニーズを把握した地域活性化を図る施策を積極的に推進する。
- ・ 政令指定都市としての役割は大きく、近隣自治体に対する影響は大きい。
- ・ 環境、教育、経済など都市が抱える諸問題解決の事例を、国際的な観点から積極的にまちづくりに反映させる。

#### 【中田委員から】

- ・ 政令指定都市としての特徴を出したく、「他の地方自治体」ではなく「近隣自治体」との関係について提案した。
- ・ その他、前回の議論を踏まえて修正している。なお、前回は、【考え方・解説】に地方分権の流れについて触れていたが、目的規定に述べられているので割愛した。

### ○ 国、県とさいたま市の関係

#### 【事務局から】

- ・ 【考え方・解説】には、【条例案骨子】に書いたことがなぜ必要かということも書いてほしい。
- ・ 国、県との関係は、団体自治の問題であり、地方分権の背景が解説に必要ではないか。「国と地方との明確な役割分担」「対等な関係」といったキーワードが考えられる。地方自治法や地方分権改革推進委員会の勧告でもそのようなことが述べられている。
- ・ さいたま市の発展だけに国や県が協力してくれるのか。環境や防災などさいたま市だけの問題にとどまらないものも多い。共通の課題があって、その解決のための協力なのではないか。
- ・ 他の政令指定都市でも国や県との関係について書かれている。静岡市の例では、単に協力関係だけでなく、「国や県への提言、提案」も記載されている。

<静岡市自治基本条例>

(国及び他の地方公共団体との関係)

第16条 市は、まちづくりに関する国及び静岡県の政策又は施策に対して、積極的に意見、要望等を述べるよう努めなければならない。

2 市は、まちづくりを推進するため、国及び他の地方公共団体と相互に連携し、協力するよう努めなければならない。

#### 【検討】

- ・ 国や県との役割分担や協力について、イメージがわからない。
- ・ 課題解決をさいたま市だけでできるようになってこそその地方分権なのではないか。
- ・ 自分たちのことは自分たちで決める、といったとき、国の法律や制度が障害になることが多いのではないか。その時、さいたま市は国に対して提言していくというイメージである。
- ・ 例えば、介護保険制度が始まる時、市町村が策定することになっている介護保険事業計画づくりに被保険者が参画することが重要だと思っても、国の法律に規定しなければ自治体では実現は難しいという現実があった。そのため、市民が付帯決議に盛り込むよ

う働きかけたことがあった。市民自治が発展するために、国や県がどうあってほしいかを自治体から提起することが必要だと思う。そのことを書くべきではないか。

- 例えば、業務核都市制度があり、東京一極集中の是正という目的で生まれた国の制度であるが、これとさいたま市の都市の発展という目的が合致して協力関係が生まれてやってきた。しかし、現在、国の方では大都市圏のあり方が検討されており、国と市の考え方がずれてくる場合には、市は国と対等の自律的な存在として意見していかなければならない。その意味で、条文に協力だけ記述すればよいのか。
- 地方分権の中では、対等や役割分担がキーワードとしてあるが、まずは別個の存在であることが前提なのではないか。
- 例えば基地がある自治体では、自治基本条例に国との関係をしっかり規定しているところもあると思う。
- 地域の問題を解決していくのに、環境問題など地域だけではどうにもならないこともあったときに、障害となっているのが県や国であったりすることも想定される。
- 市長が「地方政府」という言葉を使っていたが、国は権限を移譲しているように見えても、財源の問題など実際に地方でできるのは限られているといった背景もある。国との関係を書く場合には、国にどう意見していくのかということを書く必要もあると思う。
- さいたま市の自治基本条例であり、さいたま市の発展のため、ということを重視すべきではないか。
- 「団体自治」について書くのか、「協力」について書くべきか。
- 対等な関係として、協力していくことは可能であると思う。両面必要である。
- 団体自治という観点から「対等」は当然のこと、その上で、自治基本条例なのだからさいたま市の発展のために、市ではできないことを国、県には働きかけ、対等な立場で協力を促していき、結果として市の発展につながっていく、ということではないか。両方入れてよいと思うが、後者に重点を置くべき。例えば「対等な関係で相互に協力し、市の発展を推進する」等するのはどうか。
- 市民生活の多様性を知っているのは市民や市である。それを知らずに国のほうで政策を立てられては困ることもある。全国一律の政策では効果的でない。高齢化率をとってみても、10%台のところもあれば50%を超えているところもある。それぞれの自治体から提言していくことが大切だ。

## ○ 近隣地方自治体とさいたま市の関係

### 【検討】

- 相互協力は、「近隣地方自治体」に限らなくてもいいのではないかと。友好都市といった関係もあるし、災害時には逆に近隣ではなく遠くの自治体の方が助けになる。
- 【条例案骨子】に、「近隣自治体と相互連携を図り、政令指定都市としてのまちづくりを推進する」とあるが、政令指定都市として近隣自治体への協力ということもあってもよいのではないかと。
- そう思う。相互連携はよいが、後段の書き方を工夫する必要がある。

### 【事務局から】



- ・ 「政令指定都市としてのまちづくり」とは具体的には何か。政令指定都市は、地方自治法による国の制度であり、今後制度自体が見直される可能性もある。国の制度に基づくまちづくりを行う、というように読まれかねないのではないかな。
- ・ 【考え方・解説】に、事実として政令指定都市となったことを書くのはよいが、【条例案骨子】には別の言葉で書いたほうが分かりやすいと思う。

#### 【検討】

- ・ 【条例案骨子】の文脈からすると、さいたま市は政令指定都市として、規模、人口、財政面等のスケールを活かして、近隣自治体と協力して、先進的なプロジェクトの中心になる、というようにも読める。どのような趣旨なのか。
- ・ 政令指定都市となって、これまでできなかったことが新しくできるようになったということを書きたい。
- ・ 政令指定都市となって、国から権限が下りてきて、これまでできなかったことができるようになった。しかし、それは国が決めていることであり、あえて「政令指定都市」という言葉を使わずに、実質的な内容を書けばよい。
- ・ 近隣自治体のリーダー格的な都市として、言わば自立圏をつくりたいということであれば、【条例案骨子】にそれを書いて、「政令指定都市」については【考え方・解説】で書けばよいと思う。
- ・ 近隣の自治体がそれをどう受け取るか、という問題もある。また、市民自治との関係はどうか。
- ・ 難しい論点であるが、県南の発展ということを考えれば、さいたま市も入っているのだから、市の利益にもつながっていく。広い意味で市民自治と言えるのではないかな。リーダーシップを発揮して、近隣地域も含めた自治の向上を目指すということである。
- ・ 一人勝ちではなく、近隣自治体と一緒に発展していく、というイメージである。
- ・ さいたま市を含め県南地域は、東京中心のベッドタウンだったが、これからは、さいたま市がリーダーシップを発揮して、中心となって「定住自立圏」のようなものをつくっていく必要があるのでは。そこには経済などの諸機能も集まり、また、愛着も生まれてくる。
- ・ 政令指定都市として大きくなったのだから、東京都とは別個に、近隣自治体と協力して新しい何かができるのではないかな、という観点で【条例案骨子】を書いたものであり、そこに市民自治が生まれてくると考える。
- ・ 国や県とは「対等」と言いつつ、「近隣自治体のリーダー」と言うのはどうか。「リーダーシップ」をとるのは問題ないが。

### ○ 諸外国とさいたま市の関係

#### 【検討】

- ・ 【考え方・解説】の「国際的な観点から積極的にまちづくりに反映させる」の趣旨が【条例案骨子】の「交流し相互理解を深める」からは分かりづらい。「交流」だけでは弱いのではないかな。

- ・ 国際交流から国際協力へ、と言われている。単なる相互理解に限らず、協力関係を築くという考え方も入れてもよいのではないか。
- ・ このテーマに関するこれまでの議論の中で、論点があれば、今後の検討に活用するため、まとめて記述してもらいたい。

## (7) 条例の運用(実効性の確保)《共通テーマ》

### 【条例案骨子】

- (市民、議会、行政による条例の理解)
  - ・ 自治の最高規範と位置付けられる自治基本条例を、市民、議会、行政はその重要性をよく理解しなければならない。
- (市民、議会、行政による条例の遵守)
  - ・ 自治の最高規範と位置付けられる自治基本条例を、市民、議会、行政は遵守することにより、市民自治によるまちづくりを推進しなければならない。
- (市民、議会、行政による定期的な条例運用状況の調査と事項の改訂)
  - ・ 市民、議会、行政は、市の施策が自治の最高規範に則って行われているか定期的な調査を行い、必要であれば適切な措置を講じなければならない。

### 【考え方・解説】

- ・ 自治基本条例がさいたま市のまちづくりの規範となる価値ある羅針盤になるには、条例制定後の運用が大きな課題となる。この条例が有名無実の規範にならないようにするには、条例を生きたものにする努力とそれを支え発展させる仕組みが必要だと考える。
- ・ 市民、議会、行政の三者は、まちづくりの規範としてこの条例の重要性を理解、遵守し、合議の元、必要な改正を行い、変化する社会情勢に適合していく努力をしなければならない。
- ・ また学校教育の場においても条例の趣旨、市民としてのあるべき姿を生徒に理解させる教育が必要である。
- ・ そのためにもこの三者によって構成される自治基本条例運用委員会の設立が必要と考える。

### 【中田委員から】

- ・ 皆が自治基本条例を理解し、遵守し、運用するという流れで作成した。
- ・ 自治基本条例は誰のものかという観点から、市民、議会、行政からなる運用委員会が必要と考える。
- ・ 学校教育も重要と考え、【考え方・解説】に記述した。

### 【検討】

- ・ 「理解」とは「尊重」といった意味か。
- ・ 「理解」を広げるために、具体的なアクションとして「普及、啓発」を特に行政の責務とする例もある。
- ・ 市民には「普及・啓発」でよいが、議会、行政も含めて皆で、という意味では「理解」とした方がよいか。
- ・ 市民、議会、行政の三者が理解する必要がある。この趣旨が抜けないようにしたいが、「普

及・啓発」も含めてもよい。

- ・【考え方・解説】にある「生徒に理解させる教育」は疑問。「生徒が理解する教育」を行うべきである。
- ・【条例案骨子】で、「市民」も「措置を講じなければならない」等とあるが、ここまで責任を負わせるのは一般の市民からすると反発があるのでは。「市民」と「議会、行政」の書き方を別にするなど工夫が必要ではないか。
- ・逆に「市民」だけが主語でもいいと考えていた。
- ・【条例案骨子】に「～自治基本条例を、市民、議会、行政はその重要性をよく理解しなければならない。」とあるが、「自治基本条例を理解」なのか、「条例の重要性を理解」なのか分からないので、「その重要性を」は削ってよいと思う。

## ○ 条例の検証、見直しについて

### 【事務局から】

- ・誰が検証や見直しをするのか、よりも、どのように検証するのか、が先ず検討されるべき。その上で、いろいろな体制や仕組みの中から選択されるべきで、最初に体制ありき、というのは疑問。また、条例の中身が検証できるものなのか、ということもある。
- ・議会の説明では、二元代表制のもと、市長の諮問機関、附属機関だと入るのは難しく、第三者機関であれば可能性があるということであった。組織の位置付けが問題となる。

### 【検討】

- ・「自治基本条例運用委員会」の設置を【考え方・解説】に含めているが、【条例案骨子】に記載する必要はないのか。
- ・議会との意見交換の中で議員が入る可能性もあるとの話を聞いたが、実際は難しいかなという気持ちがあった。
- ・他の自治体では、制定から施行までの間に、自治基本条例のアクションプランを策定するような例もある。
- ・他自治体の類似の委員会では、①自治基本条例検証の方法から検討、②テーマ（個別条例・制度など）を設定して、現状の運用を検証等する事例があり、特に②のケースでは、公募市民が行政運営の専門的な内容に対して知識が少なく、有意義な議論が出来ていないようである。また、③個別事業の実施を行っている例や、④普及啓発に特化している例もある。③や④の場合は、検証とは異なってくる。
- ・個別の事例で検証する方法もあり、一例として市長の下にオンブズマンを置いて、苦情が出たときに、自治基本条例との整合性を検証するという方法も考えられる。
- ・他自治体でも議論になっているところもあり、自治基本条例の運用等の検証は議会の役割なのではないか、という意見もある。また、議会に特別委員会を設けるような例もあったように思う。
- ・自治基本条例が制定された後に、行政や議会がどう運用していくのか、それも考えなくてはならない。検証だけでなく、運用させなくてはならない。
- ・そのようなチームをつくるかどうかは、首長や幹部にどれだけやる気があるかがポイントとなる。

- ・ 見直し規定を置くこととして、どこまで詰めるか。行為や体制を規定するのか、または、見直しのスパンを規定するか。行為や体制については、市長の責務として規定し、具体的には条例の外で考えることとして規定しない、ということも考えられる。
- ・ それでは実効性がなくなるおそれもある。
- ・ どのように検証できるのか、そのためにも流山市のように運用の計画をつくる必要があるのではないか。

<流山市自治基本条例>

第10章 条例の実効性の確保

(条例の実効性の確保)

第40条 市民等、市長、議員及び職員は、この条例を遵守することにより、市民自治によるまちづくりを推進しなければなりません。

2 市長は、この条例の実効性を確保するため、必要な制度等の整備に関する年次計画を定め、この条例の運用状況等を調査し、検討し、その結果を公表しなければなりません。

3 市長は、この条例の実効性を確保するため、市民等及び市民自治によるまちづくりを推進するための地域コミュニティと協議し、連携するものとします。

4 市長は、第2項の規定による調査及び検討の結果並びに前項の規定による協議の結果、条例等の改正及び制定等が必要であると判断したときは、適切な措置を講じなければなりません。

(条例の見直し)

第41条 市長は、社会情勢の変化等により、この条例の見直しをするときは、多様な方法を用いて、市民等の意見や提案を求めるよう努めなければなりません。

- ・ 見直し規定を置いている他自治体の事例では、まだ見直しの必要がないとして改正している事例は少ないようだ。また、草加市では、見直しやその必要性があるかの検証も、市民参画で行うとしている自治体もある。

<草加市みんなでまちづくり自治基本条例>

(条例の検証)

第29条 この条例が市民、市議会、市のパートナーシップによるまちづくりを常に保障するため、この条例を施行後5年以内ごとに検証します。

⇒「草加市みんなでまちづくり自治基本条例市民検証委員会」を設置。

- ・ ここでは、具体的な評価方法まで検討できないので、見直しが必要であることだけ規定しておく。条例の内容を見て、最終的に考える必要がある。

## その他

### 【部会長より】

- ・ 来年1月からの全体会を効率的、効果的に進めるため、両部会の検討シートのすり合わせが必要と考えている。そのため、両部会長及び福島委員長、富沢委員の4名ですり合わせ、論点整理を行いたい、どうか。

(了承された。)

- ・ 次回で残りのテーマを一通り検討するためには、日程が足りない可能性があるので、次回終了時に再調整したい。

**閉会** 平成22年12月21日（火）